

相続手続きの共通化に向けた参加金融機関の追加について

高知銀行（頭取 海治勝彦）が、2023年6月1日から株式会社四国銀行（頭取 小林達司）と実施している「預金などの相続手続き共通化」につきまして、このたび、幡多信用金庫（理事長 渡邊毅）が参加することとなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 共通化の目的

高齢化社会の進展等により、預金等の相続手続きの増加が予想されるなか、金融機関ごとに必要な書類が異なるなど、お客さまにご負担が生じていたことから、当行と四国銀行では「相続手続依頼書」の書式を共通化するなど、お客さまの利便性向上に資する取り組みを進めてまいりました。

このたび、幡多信用金庫が参加することによって、お客さまの利便性をより一層高めることにつながります。

2. 共通化の概要

- （1）お客さまにご記入いただく「相続手続依頼書」の書式を共通化
- （2）お客さまからご提出いただく書類を共通化

※本件は相続手続きを共同で行うものではありません。

したがって、書類等の提出は金融機関ごとに必要となります。

※被相続人さまのお取引内容によって、手続きが一部相違する取り扱いもございます。

3. 取扱開始日

2024年8月1日（木）

以上

【本件に関するお問い合わせ】
高知銀行 みらいサポート部
担当：近藤 TEL 088-875-0216